

平成 2 7 年

第1回熊本県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

熊本県後期高齢者医療広域連合議会事務局

目 次

1	会議日程	3
2	出席議員	4
3	欠席議員	4
4	説明のため出席した者	5
5	議会事務局職員	5
6	開会	5
7	日程第1 仮議席の指定	6
8	日程第2 議長選挙	7
9	日程第3 議席の指定	8
10	日程第4 会議録署名議員の指名	9
11	日程第5 会期決定の件	9
12	日程第6 副議長選挙	9
13	日程第7 議案審議	10
14	議第1号	10
15	提案理由の説明	10
16	採決	11
17	議第2号	12
18	提案理由の説明	12
19	質疑、採決	13
20	議第3号及び議第4号	17
21	提案理由の説明	17
22	採決	17
23	議第5号	18
24	提案理由の説明	18
25	採決	18
26	議第6号	18
27	提案理由の説明	19
28	採決	19
29	議第7号	19
30	提案理由の説明	20
31	質疑、採決	20
32	議第8号及び議第9号	23
33	提案理由の説明	23
34	採決	24
35	議第10号及び議第11号	24
36	提案理由の説明	24
37	採決	25

38	議第 1 2 号及び議第 1 3 号	25
39	提案理由の説明	26
40	質疑、採決	28
41	日程第 8 熊本県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員及び同補充員の 選挙	35
42	日程第 9 一般質問	36
43	閉会	47

会 議 日 程

平成 2 7 年 2 月 1 7 日（火曜日） 午後 1 時 4 8 分開会

- 第 1 仮議席の指定
- 第 2 議長選挙
- 第 3 議席の指定
- 第 4 会議録署名議員の指名
- 第 5 会期決定の件
- 第 6 副議長選挙
- 第 7 議案審議
 - 議第 1 号 熊本県後期高齢者医療広域連合の副広域連合長の選任同意について
 - 議第 2 号 熊本県後期高齢者医療広域連合の監査委員の選任同意について
 - 議第 3 号 熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議第 4 号 熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議第 5 号 熊本県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議第 6 号 熊本県後期高齢者医療広域連合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議第 7 号 熊本県後期高齢者医療広域連合非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の制定について
 - 議第 8 号 熊本県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議第 9 号 熊本県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議第 1 0 号 平成 2 6 年度熊本県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 2 号）
 - 議第 1 1 号 平成 2 6 年度熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 4 号）
 - 議第 1 2 号 平成 2 7 年度熊本県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
 - 議第 1 3 号 平成 2 7 年度熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算
- 第 8 熊本県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙
- 第 9 一般質問

出席議員（26名）

1番	三島良之
3番	橋本幸一
4番	永山芳宏
6番	西田弘志
7番	作本幸男
8番	前田正治
9番	中村五木
10番	中嶋憲正
11番	森清孝
12番	元松茂樹
13番	田中勝毅
14番	岡本泰章
15番	佐藤義興
17番	中川政司
18番	松尾純久
19番	佐藤安彦
20番	荒木俊彦
21番	草村大成
22番	荒牧俊一
23番	坂梨公介
25番	中村一喜男
28番	森本完一
29番	松本照彦
30番	友田政春
31番	西村久徳
32番	内山慶治

欠席議員（6名）

2番	中村博生
5番	山下慶一郎
16番	荒木義行
24番	山本孝二
26番	藤本一臣
27番	竹崎一成

説明のため出席した者

広 域 連 合 長
事 務 局 長
事 務 局 次 長
総 務 課 長
事 業 課 長

大 西 一 史
北 岡 祥 宏
西 田 修 一
高 取 直 樹
中 元 博 文

○

議会事務局職員

議 会 事 務 局 長
書 記
書 記

松 下 典 生
村 上 真 奈 美
堀 満

○

午後1時45分

○

○松下典生 議会事務局長

議会事務局長、松下でございます。

定例会の開会に先立ち御説明申し上げます。

本定例会は、改選後、初めての議会でございますので、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うこととなっております。出席議員の中で西村議員が年長の議員でございますので、臨時議長をお願いします。

西村議員、議長席のほうにお願いいたします。

○

(西村久徳臨時議長 登壇)

○西村久徳 臨時議長

ただいま御紹介をいただきました西村でございます。精神年齢は私45歳と思いますが、一番年上ということでございまして、皆さん、どうぞよろしくお願いいたします。

地方自治法第107条の規定により、臨時議長の職務を務めさせていただきます。

議員の皆様方の御協力をよろしくお願いいたします。

○

午後1時48分開会

○

○西村久徳 臨時議長

ただいま出席議員は25名でございます。よって、定足数に達しておりますので、ただいまから平成27年第1回熊本県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付しておりますとおりでありますので、よろしくお願いいたします。

開会に先立ち、大西連合長から発言の申し出がっておりますので、これを許可いたし

ます。

大西連合長。

○

(大西一史広域連合長 登壇)

○大西一史 広域連合長

皆さんこんにちは。このたび、熊本県後期高齢者医療広域連合長に就任いたしました大西一史でございます。議会定例会の開催に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

平成27年第1回定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、御多忙中にもかかわらず、御出席を賜り厚く御礼を申し上げます。

本日は、改選後初の定例会でございます。議長、副議長の御選任を始めとして、御提案させていただきました議案といたしましては、副広域連合長の選任同意、監査委員の選任同意、条例関係7件、平成26年度補正予算案2件、平成27年度当初予算案2件の13件の御審議をお願いするものでございます。

提案の趣旨及び内容につきましては、後ほど御説明申し上げたいと存じますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

さて、現在、後期高齢者医療制度に関しましては、平成25年12月に社会保障制度改革の全体像や進め方を明示する法律として、持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律が成立し、その中で医療保険制度については、平成27年通常国会に必要な法律案を提出することを目指すこととされ、本年1月13日に内閣総理大臣を本部長とする社会保障制度改革推進本部において、医療保険制度改革骨子が決定されるなど、制度施行以来の大きな改正が予定をされております。

また、その医療保険制度改革骨子において、後期高齢者医療制度に関しては、後期高齢者の保険料軽減特例の段階的縮小、後期高齢者医療広域連合における栄養指導等の高齢者の特性に応じた保健事業実施が明示されており、本広域連合といたしましても、高齢者の方々が安心して必要な医療の提供を受けることができるよう、関係者の動向を十分に把握し、必要に応じて意見や要望を行ってまいりたいと考えております。

最後となりましたが、今後とも県下の45市町村及び県と連携し、医療保険制度の円滑な運営が図られるよう努めてまいりますので、議員の皆様のおなごの御理解と御協力を賜りますよう、心からお願い申し上げまして、簡単でございますが私の御挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

(大西一史広域連合長 着席)

○

第1 仮議席の指定

○西村久徳 臨時議長

これより日程第1「仮議席の指定」を行います。

仮議席は、ただいま御着席の議席を指定したいと思います。

○

第2 議長選挙

○西村久徳 臨時議長

次に、日程第2「議長の選挙」を行います。

お諮りをいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○西村久徳 臨時議長

異議なしと認めます。よって、選挙の方法につきましては、指名推選により行うことに決定をいたしました。

お諮りをいたします。指名の方法につきましては、議長を務めております、私から指名させていただきたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○西村久徳 臨時議長

ありがとうございました。異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定をいたしました。

熊本県後期高齢者医療広域連合議会議長に三島良之議員を指名いたします。

お諮りをいたします。ただいま、指名を行いました三島良之議員を熊本県後期高齢者医療広域連合議会議長の当選人と定めることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○西村久徳 臨時議長

異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました三島良之議員が熊本県後期高齢者医療広域連合議会議長に当選をされました。

ただいま熊本県後期高齢者医療広域連合議会議長に当選されました三島良之議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により、議長に当選されたことを告知いたします。

ここで、三島議長に御挨拶をお願いいたします。

三島議長。

_____ ○ _____
(三島良之議長 登壇)

○三島良之 議長

皆さん、改めましてこんにちは。ただいま前回に引き続き本会の議長に御推挙いただきました。ありがとうございました。心から感謝を申し上げます。と同時に責任

の重さも十二分に感じているつもりでございますので、皆様方の御協力を心からお願い申し上げます。

先ほど大西連合長の御挨拶にもございました、後期高齢者医療制度につきましては、平成27年度の法案提出に向け準備が進められているところでありますけれども、今後、様々な制度の変化が予想されると思われれます。そのような中、言うまでもなく、医療制度は、住民の健康と命にかかわる重要かつ基本的なものであると考えております。本議会といたしましても、高齢者の方々を始め、制度の対象となる方々の負託に応えられますように、その使命を十分に果たしてまいりたいと思っております。

最後になりましたが、公正、円滑な議会運営に努めてまいりますので、皆様方のさらなる御協力をお願い申し上げます。私からの御挨拶とさせていただきます。どうぞ、よろしくお願いをいたします。

(三島良之議長 着席)

○

○西村久徳 臨時議長

これで私の職務は終了いたしましたので、議長を交代いたします。

三島議長さん、議長席にお着きください。

皆さん、御協力ありがとうございました。

(西村臨時議長 議長席を降りる)

○

○三島良之 議長

それでは、時間の都合もございますので、早々に会議を開かさせていただきます。

先ほども申し上げました、今日は盛りだくさんの議題がございますので、皆様方の議事運営がスムーズにいきますように、よろしく御協力のほどお願いいたします。

それでは、会議を始めます。

お手元に議案の正誤表が提出されておりますので、御了承願います。

この際、諸般の報告を申し上げます。

監査委員から地方自治法第235条の2第3項の規定により現金出納検査結果報告がありますので、お手元に配付し、議会に対する報告といたします。

以上で、諸般の報告を終わります。

○

第3 議席の指定

○三島良之 議長

これより、日程第3「議席の指定」を行います。

議員の議席は、会議規則第4条第2項の規定により、議長が定めることとなっております。お手元に配付してあります議席表のとおり、指定をいたします。

○

第4 会議録署名議員の指名

○三島良之 議長

次に、日程第4「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第76条の規定により、議長が指名することになっております。29番、松本照彦議員、32番、内山慶治議員を指名いたします。

○

第5 会期決定の件

○三島良之 議長

次に、日程第5「会期決定の件」を議題といたします。

お諮りをいたします。本定例会の会期は、本日1日限りとしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○三島良之 議長

よって、会期は本日1日限りに決定いたしました。

○

第6 副議長選挙

○三島良之 議長

次に、日程第6「副議長の選挙」を行います。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○三島良之 議長

異議なしと認めます。よって選挙の方法につきましては、指名推選により行うことに決定いたしました。

お諮りをいたします。指名の方法につきましては、議長を務めております私から指名させていただきますと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○三島良之 議長

御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定をいたしました。

熊本県後期高齢者医療広域連合議会副議長に松尾純久議員を指名いたします。

お諮りをいたします。ただいま、指名をいたしました松尾純久議員を熊本県後期高齢者医療広域連合議会副議長の当選人と定めることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○三島良之 議長

異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました松尾純久議員が熊本県後期高齢者医療広域連合議会副議長に当選されました。

ただいま、熊本県後期高齢者医療広域連合議会副議長に当選されました松尾純久議員が議場におられます。会議規則第32条第2項の規定により、副議長に当選されましたことを告知いたします。

松尾副議長に御挨拶をいただきます。

松尾副議長。

○
(松尾純久議員 登壇)

○松尾純久 副議長

改めまして皆さんこんにちは。ただいま本広域連合議会の副議長に御選任いただきました玉東町議会議長の松尾純久でございます。三島議長様を始め皆様方に御指導を仰ぎながら精一杯職務に務めさせていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

(松尾純久議長 着席)

第7 議案審議

○三島良之 議長

これより、日程第7「議案審議」を行います。

議第1号、「熊本県後期高齢者医療広域連合の副広域連合長の選任同意について」を議題といたします。

本件について、提案理由を求めます。

○大西一史 広域連合長

議長。

○三島良之 議長

大西連合長。

○
(大西一史広域連合長 登壇)

○大西一史 広域連合長

議第1号について、御説明いたします。

本件は、副広域連合長荒木泰臣氏の任期が平成27年2月10日をもって満了となりましたことから、熊本県後期高齢者医療広域連合規約第12条第4項の規定に基づき、改めて同氏を副広域連合長に選任しようとするものであります。

荒木氏は、嘉島町長として、また、熊本県町村会会長として、地方行政に精通しておられますとともに、広域連合設立当初から継続して、副広域連合長として御尽力いただいておりますことから、人格・識見ともに副広域連合長として適任であると存じますので、選任同意をお願いする次第であります。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

(大西一史広域連合長 着席)

○

○三島良之 議長

本件については、質疑及び討論の通告はございませんでしたので、これより議第1号を採決いたします。

議第1号については、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○三島良之 議長

異議なしと認めます。よって、議第1号は、原案のとおり同意されました。

ただいま熊本県後期高齢者医療広域連合の副広域連合長に選任されました、荒木泰臣氏から挨拶の申し出がっておりますので、これを許可いたします。

(荒木泰臣副広域連合長 入場)

○

○三島良之 議長

御挨拶をお願いいたします。

○

○荒木泰臣 副広域連合長

議長。

○

○三島良之 議長

荒木副広域連合長。

○

(荒木泰臣副広域連合長 登壇)

○荒木泰臣 副広域連合長

皆さん、こんにちは。嘉島町長の荒木でございます。

このたび熊本県後期高齢者医療広域連合副連合長に選任いただき、誠にありがとうございます。今回、副広域連合長に就任するに当たり、一言御挨拶を申し上げます。

皆様御承知のとおり、後期高齢者医療制度は、高齢者が安心して必要な医療の提供を受けるための非常に重要な制度でございます。制度施行からこれまでには、さまざま御批判や御意見もございましたが、現在では社会に必要な制度として定着をし、安定的な制度運

営が図られております。

ところで、現在、国では社会保障制度改革が進められており、その改革に伴いまして、後期高齢者医療制度も今後、制度施行以来の大きな改正が予想されます。

本広域連合としても、そのような国の動向を注視し、高齢者の方々が、より安心して必要な医療の提供を受けることができるよう、必要に応じて国に要望を行うなど、より良い制度となるよう取り組みを進める必要があります。

最後となりましたが、私も副広域連合長として、大西広域連合長を支え、本広域連合の円滑な運営に努めていく所存でありますので、議員の皆様におかれましては、なお一層の御協力と御理解を賜りますようお願い申し上げ、御挨拶といたします。よろしくお願いいたします。

(荒木泰臣副広域連合長 着席)

○

○三島良之 議長

次に、議第2号「熊本県後期高齢者医療広域連合の監査委員の選任同意について」を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、除斥の必要がありますので、元松茂樹議員の退場を求めます。

(元松茂樹議員 退場)

○

○三島良之 議長

本件について、提案理由を求めます。

○

○大西一史 広域連合長

議長。

○

○三島良之 議長

大西連合長。

○

(大西一史広域連合長 登壇)

○大西一史 広域連合長

議第2号について、御説明いたします。

本件は、監査委員家入勲氏の広域連合議員任期の満了に伴い、熊本県後期高齢者医療広域連合規約第16条第2項の規定に基づき、広域連合議員から選任する監査委員として、新たに元松茂樹議員を選任しようとするものであります。

元松氏は、宇土市長として地方行政に精通し、また、後期高齢者医療制度にも理解が深く、人格・識見ともに監査委員として適任と存じますので、選任同意をお願いする次第であります。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

(大西一史広域連合長 着席)

○

○三島良之 議長

これより、議第2号について質疑に入ります。質疑の通告がっておりますので、発言を許します。なお、発言時間は5分以内でありますので、さよう御承知願います。

20番、荒木俊彦議員。

○

(荒木俊彦議員 登壇)

○荒木俊彦 議員

議第2号について質疑を行います。

議会選出の監査委員の選任権は連合長にあるかと思いますが、まず、なぜ提案権者である首長ですね、市長、町長あるいは村長と、こういった首長の方々を監査委員として選任をしたのか、この理由についてまずお尋ねをしたいと思います。

(荒木俊彦議員 着席)

○

○大西一史 広域連合長

議長。

○

○三島良之 議長

大西連合長。

○

(大西一史広域連合長 登壇)

○大西一史 広域連合長

御質問の監査委員選任の根拠理由につきましてでございますが、それについてお答えをいたします。

監査委員の選任同意に伴う提案理由につきましては、先ほど御説明いたしましたように地方行政に精通し、また後期高齢者医療制度にも理解が深く人格・識見ともに監査委員として適任であると考えまして選任同意をお願いしているものであります。

お尋ねの監査委員選任の根拠というものにつきまして、選任に当たっての要件を規定しています地方自治法第196条第1項及び本広域連合規約第16条第2項以外にその根拠に関する規定等を本件独自に定めているわけではございませんが、これまでの選任と同様、監査委員に求められる人格・識見の観点等から監査委員を選任し、議会の同意をお願いするものでございます。

以上です。

(大西一史広域連合長 着席)

○

○荒木俊彦 議員

議長。

○

○三島良之 議長

荒木議員。

○

(荒木俊彦議員 登壇)

○荒木俊彦 議員

再度、質疑を行います。元松市長さんの人格・識見は当然高いとは、思っておりますが、私が問題にしたいのは、本来、監査という立場は独立性、同時に透明性、行政施策全般を厳しくチェックをするべき住民本位の立場から監査を行うとされておりますが、この元松さんは現職の市長さんでありまして、当然、地元の市の予算の中で市の後期高齢者医療の予算を提案する提案者であります。市の後期高齢者医療の予算と、この広域連合の予算は当然リンクをしているわけです。切り離すことはできないと。つまり地元で提案をする人が、この広域連合に来て監査を行うというのは、本来の監査のあり方からして非常に問題があると、本来ありえないと私は考えるわけです。

そういう意味で、監査の責務、任務に照らして首長が監査に選任されることは問題があるのではないかと。もちろん条例、事項例反しないからそれでいいという問題ではないと。もしこういうこと放っておけば、まさに住民本位の立場からすれば、疑義が持たれると思いますけど、その点についてお答えを願いたいと思います。

(荒木俊彦議員 着席)

○

○大西一史 広域連合長

議長。

○

○三島良之 議長

大西連合長。

○

(大西一史広域連合長 登壇)

○大西一史 広域連合長

今、議員お尋ねの独立性、透明性あるいは住民本位という点で、首長が監査として監査委員として選任されるのはおかしいというような御指摘でございますけども、自治体の長としての立場でその予算の提案をしてくるというのはあるかもしれませんけれども、ただ当然のことながら、議会の元松議員はこの広域連合の議員としての立場でいらっしゃると思いますので、その部分で独立性、透明性、住民本位といったことを著しくそれで否定をされるものではないというふうに考えております。

以上です。

(大西一史広域連合長 着席)

議長。

荒木議員。

考えております。

以上でございます。

(大西一史広域連合長 着席)

○

○三島良之 議長

以上で、通告による質疑は終了いたしました。

討論の通告はございませんので、これより議第2号について採決をいたします。

この採決は、起立によって行います。議第2号について、原案のとおり同意することに賛成の議員は、御起立を願います。

(起立者多数)

○三島良之 議長

起立多数と認めます。よって議第2号は、原案のとおり同意されました。元松茂樹議員の入場を許可いたします。

(元松茂樹議員 入場)

○三島良之 議長

ただいま、熊本県後期高齢者医療広域連合の監査委員に選任されました元松茂樹議員から挨拶の申し出がっておりますので、これを許可いたします。

○

○元松茂樹 議員

議長。

○

○三島良之 議長

元松議員。

○

(元松茂樹議員 登壇)

○元松茂樹 議員

ただいま、議員の皆様方の御賛同をいただきまして、監査委員に選任いただきました宇土市の元松でございます。

熊本県全市町村を構成団体とします広域連合の監査委員として、重責を担うこととなりますが、後期高齢者医療制度運営における監査の重要性を深く認識し、誠実かつ公正な立場から職責を全うしたいと考えておりますので、何とぞ、皆様方の御指導、御鞭撻のほどをお願い申し上げます。

以上、大変簡単ではございますが、監査委員の就任の御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

(元松茂樹議員 着席)

○

○三島良之 議長

次に、議第３号「熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について」及び議第４号「熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例の制定について」を一括して議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

_____ ○ _____

○大西一史 広域連合長

議長。

_____ ○ _____

○三島良之 議長

大西連合長。

_____ ○ _____

(大西一史広域連合長 登壇)

○大西一史 広域連合長

議第３号及び議第４号について、御説明をいたします。

まず議第３号は、熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正をお願いするものであります。

改正内容は、低所得者及び被扶養者であった被保険者に対する保険料軽減の特例措置を平成２７年度も引き続き実施するため、所要の改正を行うものであります。

次に議第４号は、熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部改正をお願いするものであります。

改正内容は、平成２７年度に実施される低所得者及び被扶養者であった被保険者に対する保険料軽減の特例措置に対応するため所要の改正を行い、また、同条例の効力を平成２７年３月３１日限りから平成２８年３月３１日限りとするものでございます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

(大西一史広域連合長 着席)

_____ ○ _____

○三島良之 議長

本件については、質疑及び討論の通告はございませんでしたので、これより議第３号及び議第４号を順に採決をいたします。

議第３号については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○三島良之 議長

御異議なしと認めます。よって、議第３号は、原案のとおり可決をされました。

次に、議第４号については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○三島良之 議長

異議なしと認めます。よって議第４号は、原案のとおり可決をされました。

次に、議第５号「熊本県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本件につきましても、提案理由を求めます。

_____ ○ _____

○大西一史 広域連合長

議長。

_____ ○ _____

○三島良之 議長

大西連合長。

_____ ○ _____

(大西一史広域連合長 登壇)

○大西一史 広域連合長

議第５号について、御説明いたします。

本件は、熊本県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部改正をお願いするものであります。

改正内容は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び特定個人情報保護評価に関する規則の施行等に伴い、特定個人情報及び情報提供等記録の保護、並びに特定個人情報保護評価の第三者点検の実施について定めるため、所要の改正を行うものであります。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

(大西一史広域連合長 着席)

_____ ○ _____

○三島良之 議長

本件については、質疑及び討論の通告はございませんでしたので、これより採決をいたします。

議第５号については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○三島良之 議長

異議なしと認めます。よって、議第５号は、原案のとおり可決をされました。

次に、議第６号「熊本県後期高齢者医療広域連合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本件について、提案理由を求めます。

_____ ○ _____

○大西一史 広域連合長

議長。

_____ ○ _____

○三島良之 議長

大西連合長。

_____ ○ _____

(大西一史広域連合長 登壇)

○大西一史 広域連合長

議第6号について、御説明いたします。

本件は、熊本県後期高齢者医療広域連合一般職の職員の給与に関する条例の一部改正を
願うするものであります。

改正内容は、熊本県人事委員会による熊本県職員の給与等に関する報告及び勧告並びに
熊本県職員の通勤手当に関する規則を踏まえ、本広域連合の一般職の給与及び勤勉手当等
を改定するため、所要の改正を行うものであります。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

(大西一史広域連合長 着席)

_____ ○ _____

○三島良之 議長

本件については、質疑及び討論の通告はございませんでしたので、これより採決をいた
します。

議第6号については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○三島良之 議長

異議なしと認めます。よって、議第6号は、原案のとおり可決をされました。

次に、議第7号「熊本県後期高齢者医療広域連合非常勤職員の報酬及び費用弁償に関す
る条例の制定について」を議題といたします。

本件について、提案理由を求めます。

_____ ○ _____

○大西一史 広域連合長

議長。

_____ ○ _____

○三島良之 議長

大西連合長。

_____ ○ _____

(大西一史広域連合長 登壇)

○大西一史 広域連合長

議第7号について、御説明いたします。

本件は、地方自治法第203条の2及び第204条の規定に基づき、非常勤職員の報酬及び費用弁償の額や支給方法等を定める必要があるため、熊本県後期高齢者医療広域連合非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の制定をお願いするものであります。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

(大西一史広域連合長 着席)

_____ ○ _____

○三島良之 議長

これより、議第7号について質疑に入ります。質疑の通告がっておりますので、発言を許可いたします。なお、発言時間は5分以内でありますので、さよう御承知願います。

20番、荒木俊彦議員。

_____ ○ _____

(荒木俊彦議員 登壇)

○荒木俊彦 議員

新年度より保健師資格を持つ職員を嘱託員として雇用するということですが、業務の目的、それからその業務の内容、どういう効果を求めているのかについてお尋ねをいたしたいと思います。

(荒木俊彦議員 着席)

_____ ○ _____

○北岡祥宏 事務局長

議長。

_____ ○ _____

○三島良之 議長

北岡事務局長。

_____ ○ _____

(北岡事務局長 登壇)

○北岡祥宏 事務局長

新規の保健師嘱託職員雇用にかかる業務の目的と期待する効果、内容についてお答えをいたします。

まず、県全域を行政範囲とする広域連合という組織体制において、保健事業を効果的に展開するためには市町村等との連携は不可欠であると考えております。そのためにも、保健師の専門的知見等が求められる市町村及び国保連保健師との連携を深めつつ、さらに医療機関等との連絡調整を担っていただくことを目的として雇用するものでございます。

雇用により期待される効果としましては、今回、広域連合を始め全保険者が策定を義務づけられたデータヘルス計画においても、レセプト等のデータ分析や健康医療情報を活用した保健事業の推進をうたうこととしており、市町村と連携し地域の状況に応じた保健事

業の推進につなげていくためには、専門的知識を有する保健師の役割が大きいと考えております。

なお、平成26年11月7日に開催された社会保障審議会医療保険部会において、医療費適正化の観点から生活機能低下による介護や疾病の重症化を予防する保健事業の充実強化が議論されまして、その中で保健事業を実施する組織体制の課題として、専門職の配置等の現状が上げられていることから、国においても財政措置が講じられているところであります。

(北岡事務局長 着席)

○荒木俊彦 議員

議長。

○三島良之 議長

荒木議員。

(荒木俊彦議員 登壇)

○荒木俊彦 議員

当広域連合は、県内の全ての市町村との連携をしていかなければならないというのは当然であります。さらに医療機関との対応、それから保健事業の推進ということで非常に大事な職責であると思いますが、果たして1名の嘱託職員の雇用で効果を出せるのかというのは非常に疑問を持たざるを得ないと思います。高齢者の命を守り、健康を増進すること、1名で足りるのかということです。

特に嘱託職員でありますから、年収を計算しましたら230万円です。今、保育士さんも、余りにも賃金が安いために募集しても集まらないという状況であります。これほど大切な業務に関してこんな報酬でいいのかということでもありますので、見解をお願いしたいと思います。

(荒木俊彦議員 着席)

○北岡祥宏 事務局長

議長。

○三島良之 議長

北岡事務局長。

(北岡事務局長 登壇)

○北岡祥宏 事務局長

議員のほうから保健師の体制として1名で十分なのかということと、それから年収が低い、その辺問題はないのかという御指摘だったと思います。

まず人数体制の件でございますが、保健師の採用につきましては、これまでも市町村からの派遣とか、そういった別の対応ということも検討いたしまして、各市町村に御相談をしたことはございます。しかしながら、各市町村のほうでも保健師が不足しているということで、現在のところ保健師は1名もいないという状況でございます。そういうところから、まずは1名というふうに考えているところでございます。

それから、年収の件についてですが、行っていただきます業務というのが、まだ若い保健師の資格を取ったばかりの方では、各市町村との調整とか、ほかの保険者との調整とか、そういったものはなかなか難しかろうというふうに考えてるところでございます。そういう点から、できればある程度の年配の方で、一度ご退職した方そういった方に広域連合のほうで熊本県全域の高齢者の方の保健事業に携わっていただけないかというふうに考えているところでございます。

(北岡事務局長 着席)

○荒木俊彦 議員

議長。

○三島良之 議長

荒木議員。

(荒木俊彦議員 登壇)

○荒木俊彦 議員

国の方針とそれから全国の広域連合で同じように保健師の募集があっているみたいですが、今答弁がありました中で、ようするにベテランの保健師さんじゃないと務まらないだろうということでございましたが、そうでありますならば、なおさらこの230万円という年収、要するに低すぎるんじゃないかと。優秀な人を募集したいのであれば、それなりの報酬を出さないと優秀な人はなかなか望めないのではないですかということで、再度お尋ねをしたいと思います。

(荒木俊彦議員 着席)

○北岡祥宏 事務局長

議長。

○三島良之 議長

北岡事務局長。最後の答弁になりますので、よろしくお願いいたします。

(北岡事務局長 登壇)

○北岡祥宏 事務局長

優秀な方でないをお願いしても務まらないのではないかなというふうなことでございし

た。先ほども申し上げましたが、優秀な方で一度ご退職をなさって、フルタイムではなくても社会のために貢献していただくとそういった意思のある方をお願いをしたいと考えているところでございます。

(北岡事務局長 着席)

○三島良之 議長

以上で、通告による質疑は終了いたしました。

討論の通告はございませんので、これより議第7号について採決をいたします。

この採決は、起立によって行います。議第7号について、原案のとおり決することに賛成の議員の御起立を願います。

(起立者多数)

○三島良之 議長

起立多数と認めます。よって議第7号は、原案のとおり可決をされました。

次に、議第8号「熊本県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」及び議第9号「熊本県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を、一括して議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

○大西一史 広域連合長

議長。

○三島良之 議長

大西連合長。

(大西一史広域連合長 登壇)

○大西一史 広域連合長

議第8号及び議第9号について、御説明いたします。

まず議第8号は、熊本県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部改正をお願いするものであります。

改正内容は、地方公務員の育児休業等に関する法律を踏まえ、職員の育児短時間勤務制度並びに非常勤職員の育児休業及び育児部分休業の制度を整備するため、所要の改正を行うものであります。

次に議第9号は、熊本県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正をお願いするものであります。

改正内容は議第8号同様、職員の育児短時間勤務制度を整備するため、所要の改正を行

うものであります。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

(大西一史広域連合長 着席)

○

○三島良之 議長

本件につきましては、質疑及び討論の通告はございませんので、これより議第8号及び議第9号を順に採決いたします。

議第8号については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○三島良之 議長

異議なしと認めます。よって、議第8号は、原案のとおり可決をされました。

次に、議第9号については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○三島良之 議長

異議なしと認めます。よって、議第9号は、原案のとおり可決されました。

次に、議第10号「平成26年度熊本県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）」及び議第11号「平成26年度熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）」を一括して議題といたします。

本件について、提案理由を求めます。

○

○大西一史 広域連合長

議長。

○

○三島良之 議長

大西連合長。

○

(大西一史広域連合長 登壇)

○大西一史 広域連合長

議第10号及び議第11号について、御説明いたします。

本件は、地方自治法第218条第1項の規定に基づき、平成26年度の一般会計補正予算（第2号）及び後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）について、広域連合議会の議決をお願いするものであります。

まず、議第10号について御説明いたします。

今回の一般会計補正予算は、平成27年度から5年間にわたり賃借を予定しております

事務用複合機の賃借料及び保守に係る契約を、本年度中に行うために必要となる債務負担行為を提出するものであります。

次に、議第１１号について御説明いたします。

今回の後期高齢者医療特別会計補正予算は、歳入においては平成２６年度の決算見込みにより市町村支出金を減額し、また平成２２年度の高額医療費負担金の追加交付に伴い、国支出金及び県支出金を増額するもの等であります。

歳出においては、決算見込みにより総務費及び保健事業費を減額し、また平成２５年度の特別調整交付金の精算のため、諸支出金を増額するものであります。

そのほか、平成２７年度の各種通知書作成業務、診療報酬明細書二次点検業務及び健康診査業務に係る委託契約を本年度中に行うため必要となる債務負担行為を提出しております。

以上、特別会計は既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ１億２，０７３万９，０００円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ２，７５５億４，３９８万３，０００円とするものであります。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

(大西一史広域連合長 着席)

○

○三島良之 議長

本件については、質疑及び討論の通告はございませんでしたので、これより議第１０号及び議第１１号を順に採決をいたします。

議第１０号については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○三島良之 議長

異議なしと認めます。よって、議第１０号は原案のとおり可決をされました。

次に、議第１１号については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○三島良之 議長

異議なしと認めます。よって、議第１１号は原案のとおり可決をされました。

次に、議第１２号「平成２７年度熊本県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」及び議第１３号「平成２７年度熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」を一括といたします。

本件について、提案理由を求めます。

○

○大西一史 広域連合長

議長。

_____ ○ _____

○三島良之 議長

大西連合長。

_____ ○ _____

(大西一史広域連合長 登壇)

○大西一史 広域連合長

議第12号及び議第13号について、御説明いたします。

本件は、地方自治法第211条第1項の規定に基づき、平成27年度の一般会計予算及び後期高齢者医療特別会計予算について、広域連合議会の議決をお願いするものであります。

まず、議第12号について御説明いたします。

一般会計予算は、広域連合の運営等に関する経費でございまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億6,757万2,000円とするものであります。

次に、議第13号について御説明いたします。

後期高齢者医療特別会計予算につきましては、県下約27万人の被保険者の方々の医療給付に係る経費として、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2,707億8,481万6,000円とするものであります。

なお、詳細につきましては事務局長に説明させますので、御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

(大西一史広域連合長 着席)

_____ ○ _____

○北岡祥宏 事務局長

議長。

_____ ○ _____

○三島良之 議長

北岡事務局長。

_____ ○ _____

(北岡事務局長 登壇)

○北岡祥宏 事務局長

平成27年度の一般会計並びに特別会計予算の概要について御説明いたします。

まず、議第12号、平成27年度熊本県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について御説明いたします。

議案書その2の105ページ、歳入歳出予算事項別明細書をご覧ください。

一般会計予算は、広域連合の運営などに係る経費が主なものとなります。

まず、歳入でございしますが、款1分担金及び負担金は2億4,178万9,000円を計上しております。これは、構成市町村から共通経費負担金として均等割により全体経費

の１０％を、また人口割合に応じて４０％を、さらに後期高齢者の人口割合に応じて５０％を負担いただいているものでございます。

その他、繰越金２，５７７万３，０００円、諸収入１万円を計上しております。

続きまして歳出でございます。１０６ページをご覧ください。

款１議会費は、２７１万５，０００円を計上しております。これは、広域連合議会定例会及び臨時会の開催に係る経費となります。

次に款２総務費は、２億６，４３５万７，０００円を計上しております。費用の主なものといたしましては、各市町村から広域連合事務局へ派遣されております職員の給与などの負担金や事務所使用料などとなります。

次の款３予備費は、５０万円を計上しております。

以上、歳入歳出それぞれの予算総額は２億６，７５７万２，０００円となり、前年度より１９７万７，０００円、０．７％の減となっております。

続きまして、議第１３号、平成２７年度熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算について御説明いたします。１２１ページ歳入歳出予算事項別明細書をご覧ください。

特別会計予算は、被保険者の皆様の医療給付などに係る経費が主なものとなります。

まず、歳入でございますが、款１市町村支出金は４１４億８，７５１万２，０００円を計上しています。これは特別会計に係る事務費負担金、保険料などの負担金、療養給付費負担金となります。

次に款２国庫支出金は、９３３億２，６５５万１，０００円を計上しております。

これは、療養の給付に要する費用の１２分の３の定率負担金、高額医療費負担金及び調整交付金などでございます。

次に、款３県支出金２２０億１，７５３万円は、療養の給付に要する費用の１２分の１の定率負担金と高額医療費負担金となります。

次に、款４支払基金交付金１，０７３億７，８７４万２，０００円は、若年層からの支援金が社会保険診療報酬支払基金を通じて、広域連合へ交付されるものであります。

その他、繰入金１８億２，９８１万９，０００円、繰越金４４億円、諸収入３億８８７万３，０００円などを計上いたしております。

続きまして、歳出でございます。１２２ページをご覧ください。

款１総務費は、６億３，６０５万７，０００円を計上しております。費用の主なものは、レセプトの電算処理経費や、電算機器賃借料等の事務経費などとなります。

次に、被保管者の療養の給付等であります款２保険給付費には、２，６４０億９，４５１万６，０００円を計上しておりますが、前年度と比較いたしますと、２０億９，７０３万円、約０．８％の増加となっております。増加の要因は被保険者数の増加、医療費の自然増によるものでございます。

次の、款３県財政安定化基金拠出金は、給付費の財源不足に対応するため、県に設置されております基金へ拠出するものでございまして、１億１，２９３万４，０００円を計上しております。

次に、款５保健事業費に３億７，１３１万４，０００円を計上しています。前年度より９３８万円の減少となっておりますが、これは、肺炎球菌ワクチン接種費用助成に係る事業費が定期接種化に伴い不要となったこと等によるものでございます。

次に、款６基金積立金は、前年度より１８億２，６１２万８，０００円増の１８億２，６６２万８，０００円を計上いたしております。

増加の理由は、保険料軽減の財源であります臨時特例交付金の交付時期が平成２６年度より年度当初に変更となったことに伴い、当該交付金を従来 of 補正予算から当初予算に計上することとしたことによるものでございます。

その他、諸支出金、予備費などを計上いたしております。

以上、歳入歳出それぞれの予算総額は２，７０７億８，４８１万６，０００円となり、前年度より５２億６，１２０万７，０００円、約１．９８％の増加となっております。

以上が、平成２７年度の一般会計並びに特別会計の予算の概要でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

（北岡事務局長 着席）

○

○三島良之 議長

議第１２号について、質疑及び討論の通告はございませんでしたので、これより採決をいたします。

議第１２号については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○三島良之 議長

異議なしと認めます。よって、議第１２号は、原案のとおり可決をされました。

次に、議第１３号について質疑に入ります。質疑の通告がっておりますので、発言を許可いたします。なお、発言時間は５分以内でありますので、さよう御承知願います。

８番、前田正治議員。

○

（前田正治議員 登壇）

○前田正治 議員

玉名市議会から来ました前田正治といたします。

議第１３号に関して質疑をいたします。平成２７年度における医療費通知の件数及びそれに係る予算見込み額はどの程度なのか、また、医療費通知を行うに当たりその効果については、どのような検証がなされているかお尋ねいたします。

（前田正治議員 着席）

○

○北岡祥宏 事務局長

議長。

○
○三島良之 議長

北岡事務局長。

○
(北岡事務局長 登壇)

○北岡祥宏 事務局長

医療費通知についてお答えいたします。

まず、医療費通知の回数について御説明をさせていただきますと、平成21年の厚労省通知において、医療費通知は年3回以上の送付が求められております。このことから、本広域連合におきましても、平成25年度までは年4回送付しておりましたが、平成26年度からは議会での議論等も踏まえ、市町村等の協議を経て年3回の送付に変更したところでございます。

全国では、本県を含め36府県が年3回以上の送付を実施しているところでございます。

また、この回数変更に伴う財政効果でございますが、予算額ペースで平成26年度は25年度より約650万円の削減につながっております。平成27年度におきましても同様の回数としており、年間の送付件数は90万件を見込んでおります。

また、医療費通知に係る予算の見込み額についてですが、通信運搬費として4,680万円、作成業務委託料として1,003万8,600円を計上しております。

なお、医療通知は被保険者へ医療機関に受診された受診状況の確認と医療費の総額をお知らせすることにより健康や医療に関心を持っていただき、保険制度の理解を深めていただくこと、また医療機関の過誤請求の発見や、不正請求の抑制を目的として実施しているものであります。

その効果につきましては、定量的な検証は困難でございますが、問い合わせの件数という面から申し上げますと、広域連合だけで平成25年度は54件、26年度はまだ2回しか医療費通知の送付を行っておりませんが、現在のところ43件の問い合わせがっております。その内容は、主に医療費通知の記載内容や診療日数の確認等のお尋ねでございます。このようなことから、この通知が被保険者の皆様に関心を持っていただくことにつながっているのではないかと考えております。

(北岡事務局長 着席)

○
○前田正治 議員

議長。

○三島良之 議長

前田正治議員。

○
(前田正治議員 登壇)

○前田正治 議員

問い合わせがあるということなんですけども、私はあの医療費通知を果たしてどれだけの人が見ているのかなと、あるいは本人は見なくても家族がどれほど見ていらっしゃるのかなと、問い合わせがあるというぐらいですので、全く見ていないということじゃないと思いますけど、そういう医療費通知を見ているか見てないかみたいな調査をされたことはありますか。また、見てもらうための努力というかな、そういうのはいったいどういったことをされているか、お尋ねします。

(前田正治議員 着席)

○北岡祥宏 事務局長

議長。

○三島良之 議長

北岡事務局長。

(北岡事務局長 登壇)

○北岡祥宏 事務局長

2点の御質問があったかと思います。どれだけの人が見ているのか、こういった調査をやっているのかというのが第1点だったかと思いますが、そういった調査は現在のところやっております。

見てもらうための努力ということでございますが、特別なこういったことをやってますというふうにここで御紹介できることはございませんが、先ほど申しましたようにその目的として、健康や医療に関心を持っていただくというような点もございます。

ですから、例えば受診の記録だけではなくて、その医療費通知の中で年に1回健康診査を受診しましょうとか、そういったお知らせあたりも載せているところでございます。先ほど言いましたように、特別こういったことを努力してますとは申し上げられませんが、こちらといたしましても、できるだけ多くの被保険者の皆さんに送付した通知が見ただけのように、今後も引き続き努力してまいりたいというふうに考えております。

(北岡事務局長 着席)

○前田正治 議員

議長。

○三島良之 議長

前田正治議員。最後の答弁となります。

(前田正治議員 登壇)

○前田正治 議員

医療費通知については厚労省から3回というような、そういった通達があつてということなんですけども、医療費通知を仮にしない場合は何かペナルティがあるのかなと、どうも玉名市の担当者の話を聞くと、あるとははっきり言いませんでしたけど、チェック項目はなんかあるみたいなことを聞きました。

それですね、私はあの小さいはがきの医療費通知について、細かい字で書いてはあるわけなんですけど、それを見てる人はそれほど多くないんじゃないかなという気がします。まあ、見てもらうような努力をこれからされるというなら、せめて字を太くするとか、そういったことも考えなきゃいけないんじゃないかなと。貴重な予算を使いますので、医療費通知の国からの指導はあるかと思いますが、医療通知の回数を減らしてでもですね、この連合議会で過去にも議論されておりますけど、例えば健診の無料化とか、あるいは人間ドックへの助成の拡大とか、そういった活用の仕方がより有効な施策だと思いますけど。医療費通知の回数を見直すということについては、いかがお考えでしょうか。

(前田正治議員 着席)

○北岡祥宏 事務局長

議長。

○三島良之 議長

北岡事務局長。最後の答弁となりますので、さよう御承知方願います。

(北岡事務局長 登壇)

○北岡祥宏 事務局長

医療費通知の回数を見直して他の検診の無料化とか、人間ドックの助成の拡大とかそういったその考えはというお尋ねだったと思います。

最初に御答弁申し上げましたように、医療費通知の回数につきましては、本議会の中でいろんな御議論もあつて、各市町村とも協議を行った結果、4回から現在3回到回数を減らしたところでございます。

これにつきましては、広域連合に対して国から直接の助成はございませんが、各市町村に対しまして地方財政措置といいますか、金額は明確ではございませんが、医療費通知の郵送料について措置されているというふうに認識しております。この回数を減らして、現在、保険料で賄っている健診とかに、そういったものにそのお金を回すというのは、なかなか難しいのではないかなというふうに考えております。

(北岡事務局長 着席)

○三島良之 議長

次に、もう一方発言の申し出があつております。

20番、荒木議員。

○
(荒木俊彦議員 登壇)

○荒木俊彦 議員

議第13号について質疑を行います。

予算書の説明の中で、保険料の負担金が減額になったと、基盤安定負担金は増額となっているということで、26年度の後期高齢者医療加入者の皆さんの所得が減ったと言われているのですが、では大元の年金の額というのはいくらなのかと、そのうちどのくらい所得が減ったのかということについてお尋ねをしたいと思います。

それから歳出につきまして、今質疑がありましたように健康診断の受診率についてありますが、九州では8県がございしますが、各県の目標値と実績通知を比較したいということでお尋ねをしたいと思います。

それから、各県の健診自己負担、この熊本県はまだ自己負担が残されておりますが、その状況についてお尋ねをいたします。

それから、人間ドッグ助成自治体は増えてきておりますが、まだ少数であります。75歳を過ぎても人間ドッグが受けられるようにすると、こういった助成自治体を増やす努力はされているのか、それから実施をしていない自治体が多数であります、その理由はいかがであるか、この点についてお尋ねをいたします。

(荒木俊彦議員 着席)

○北岡祥宏 事務局長

議長。

○三島良之 議長

北岡事務局長。

○
(北岡事務局長 登壇)

○北岡祥宏 事務局長

まず、年金額の減少に関するお尋ねについてお答えいたします。

平成27年度の被保険者の方の保険料は、平成26年中の所得をもとに算定を行うこととなりますが、算定に当たりましては、特例水準解消分として平成26年中の年金に関しましては、平成26年1月から3月までは1%の減、4月以降はさらに1%の減を見込んで予算編成を行っており、お尋ねの年金の減少額は所得ベースで約15億9,800万円を見込んだところでございます。

それから、九州各県の後期高齢者健康診査について、いくつかのお尋ねがありましたので、順にお答えいたします。

1点目の九州各県の目標値と実績数値について、並びに熊本県の状況についてのお尋ねでございますが、初めに各県の受診率の捉え方に相違がありますことに加え、福岡県のみ目標を受診者数とされておられるという状況では、一律の比較は難しいことを、まずはお

断りさせていただきたいと存じます。その上で九州各県の状況を申し上げますと、平成25年度の目標受診率は、長崎県の10%台を除いて、ほかはおおむね20%から30%の間で設定されております。これに対する実績は長崎県で13.65%、佐賀県で17.15%、大分県で21.91%、宮崎県で28.28%、鹿児島県で26.77%、沖縄県では30.46%となっておりまして、中には目標を上回る実績を上げている県もございますが、多くの県は目標達成に至っていないという状況でございます。なお、本県の目標受診率は12%と、御指摘のとおり九州内では最も引く状況となっております。また、受診率の実績は11.59%と目標には若干及びみせんでしたが、制度開始以降、毎年度少しずつ上向いてきているという状況でございます。

次に、各県の健康診査自己負担の状況についてでございますが、本県では800円、福岡県が500円、そのほかの県につきましては無料で実施されております。

次に、人間ドック助成についてのお尋ねにお答えをいたします。

人間ドック助成につきましては、助成自治体数が増えてきておりまして平成25年度実績において9自治体、26年度は10自治体より補助申請がなされております。助成自治体を増やす取り組みといたしましては、全市町村に対して補助の活用による実施をお願いしているところであります。具体的には毎年4月に開催しております市町村担当者研修会、5月開催の主管課長会議において補助の内容について説明を行っております他、市町村を訪問いたしました折に事務担当者へ直接お願いをしているところであります。現在人間ドック助成を実施していない自治体におかれましては、実施により市町村独自の負担も発生するなどの理由もございますが、疾病の早期発見にもつながりますことから、地域住民への方々への健康施策の中で取り組んでいただけるよう、働きかけを続けてまいりたいと考えております。

(北岡事務局長 着席)

_____ ○ _____

○三島良之 議長

以上で、質疑は終わりました。

これより、議第13号について採決をいたします。この採決は、起立によって行います。

_____ ○ _____

○荒木俊彦 議員

議長、討論の通告はこの後来るのか。

_____ ○ _____

○三島良之 議長

今、合図をこうなさいましたからいいんですかということです。

_____ ○ _____

○荒木俊彦 議員

今の合図は質疑です。

_____ ○ _____

○三島良之 議長

大変失礼をいたしました。

以上で、通告による質疑は終了いたしました。

次に、討論の通告があつておりますので、発言を許します。

20番、荒木議員。大変失礼をいたしました、どうぞ。

○

(荒木俊彦議員 登壇)

○荒木俊彦 議員

議第13号について、反対の立場から討論を行います。

御承知のとおり消費税が5%から8%に増税がなされました。増税分の財源は全て社会保障の財源に回しますと、このように盛んに政府が宣伝をしてきたところではありますが、社会保障は改悪の連続であります。この後期高齢者医療制度そのものは、発足当初から現在の姥捨て山と言われてまいりました。国民の批判の前に低所得者の保険料は、最大現在9割減免されておりますが、政府の方針はこの減免措置さえなくそうといたしております。まさに高齢者を年齢で差別する医療制度がいかに理不尽であるかが問われていると思います。

新年度から介護保険料の改定が行われますが、こちらも値上げの連続であります。私は、高齢者の暮らしの実態を調べてみました。地元大津町の高齢者の年金の状況を見ますと、3分の2の方、67%の方が月額を受給年金は7万円以下であります。また、そのうち全体の3分の1の方は、月平均額の受け取る年金は6万円以下であり、生活保護基準をこの方々は下回っているわけです。本制度は、法律によって進められておりますが、生活保護基準以下の収入で必死に生活をされている方々に、最大限の配慮をしなければならないと思います。

また憲法25条は、全て国民は健康で文化的な最低限の生活を営む権利を有すると、国は全ての生活面について社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならないと明記しております。その上で、この後期高齢者医療制度を運営していく上でも、健康診査の受診率を引き上げなければならない、これは誰しもそう仰いますが、それにもかかわらず、自己負担の無料化さえしようとしていない。生活に困らない方々はわずか800円とお考えかもしれませんが、毎月6万円の年金が年々減額をされているわけです。年金の削減が進められる中、高齢者の尊厳ある暮らしと健康で長生きを願う立場から私はこの議第13号の平成27年度の特別会計予算に反対をするものであります。

以上です。

(荒木俊彦議員 着席)

○

○三島良之 議長

以上で、通告により討論は終了いたしました。荒木議員には大変失礼したことをお詫び申し上げます、これより議第13号について採決をいたします。

この採決は起立によって行います。議第13号について、原案のとおり決することに賛

成の議員の御起立を求めます。

(起立者多数)

○三島良之 議長

起立多数。よって、議第13号は、原案のとおり可決をされました。

○

第8 熊本県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙

○三島良之 議長

次に、日程第8「熊本県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙」を行います。

まず、熊本県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員4人の選挙を行います。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか

(「異議なし」の声)

○三島良之 議長

異議なしと認めます。よって、選挙の方法につきましては、指名推選により行うことに決定いたしました

お諮りをいたします。指名の方法につきましては、議長を務めております私から指名させていただきますと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○三島良之 議長

異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

熊本県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会の委員に、熊本市中央区京町1丁目7番19号田代芳郎さん、次に、熊本市東区画図町重富735番地33馬場啓さん、次に熊本市南区砂原町346番地3西岡博さん、次に熊本市東区東本町21番4の501号佐々木亮さんを指名いたします。

お諮りをいたします。ただいま、指名をいたしました方々を熊本県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会の委員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○三島良之 議長

異議なしと認めます。よって、ただいま、指名いたしました方々が、熊本県後期高齢者

医療広域連合選挙管理委員会委員に当選されました。

次に、熊本県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会の委員の補充員の4人の選挙を行います。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○三島良之 議長

異議なしと認めます。よって、選挙の方法につきましては、指名推選により行うことに決定いたしました。

お諮りをいたします。指名の方法につきましては、議長を務めております私から指名させていただきますと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○三島良之 議長

異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

お諮りをいたします。補充員の補欠順序につきましては、指名の順序によることにしたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○三島良之 議長

異議なしと認めます。よって、補欠員の補欠順序は、指名の順序によることと決定いたしました。

熊本県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員の補充員に、熊本市東区秋津町秋田3445番地37田中満生さん、次に熊本市北区龍田陳内1丁目2番1号の西村建治さん、次に、熊本市西区花園6丁目41番25号の山下初男さん、最後に熊本市東区新外1丁目3番81号の島田俊六さんを指名いたします。

お諮りをいたします。ただいま、指名をいたしました方々を、熊本県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員の補充員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○三島良之 議長

異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました方々が、熊本県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員の補充員に当選されました。

○

第9 一般質問

○三島良之 議長

次に、日程第9「一般質問」を行います。

お手元に配付をしております一般質問通告書のとおり、8番、前田正治議員、20番、荒木俊彦議員より一般質問の通告がありましたので、発言を許可いたします。

なお、発言時間は一人10分以内でありますので、さよう御承知方願います。

8番、前田正治議員。

○
(前田正治議員 登壇)

○前田正治 議員

玉名市議会議員の前田正治です。通告に沿って一般質問を行います。

後期高齢者医療保険料の負担は深刻であり、厚労省調査では保険料滞納者数は、全国で23万8,000人、短期保険証を持つ高齢者は2万3,000人と過去最高となっております。

熊本県では滞納者2,426人、短期保険証は632人です。そのほとんどは、年金天引きの対象とはならない低年金、低所得の高齢者であります。負担に苦しむ高齢者がいる中で、安倍政権は保険料の特例軽減を廃止しようとしております。特例軽減を受けているのは加入者の半数を超える865万人、廃止が決まれば8.5割軽減の人は保険料が2倍、9割減額の方は3倍、健保や共済の扶養家族から移った人は5倍から10倍になるという試算があります。

これは、高齢者にとりましては耐え難い負担料となり、保険料滞納者はさらに増加して高齢者の生活を脅かし、深刻な受診抑制にもつながるものであります。

3点お尋ねします。

1、保険料の特定軽減廃止について、新連合長の認識及び見解をお尋ねします。また、この制度の運営の主体である広域連合という組織に住民の声を反映させる方策について、連合長の見解を伺います。

2、保険証の有効期限が失効することは絶対にあってはならないと思います。短期保険証の更新について、どのような対応がなされているか、各市町村の取り組みの実態を示していただきたい。

3、滞納保険料は、2年間で時効の規定がありますが、時効の中断で不能欠損処理を先送りする実態はないか。未納保険料の不納欠損については、滞納者の生活状況に即した対応が重要だと思います。各市町村の取り組みの実態をお尋ねします。

(前田正治議員 着席)

○大西一史 広域連合長

議長。

○三島良之 議長

大西連合長。

○

(大西一史広域連合長 登壇)

○大西一史 広域連合長

保険料の特例軽減廃止と、住民の声を反映させる方策についてのお尋ねでございますので、まず、特例軽減措置の廃止に対する私の見解を述べさせていただきます。

本年1月13日に社会保障制度改革推進本部において医療保険制度改革骨子が決定され、その中で後期高齢者の保険料軽減特例については、段階的に縮小するとされたところでございます。

この背景として、少子高齢化のさらなる進行のもと、社会保障給付が継続的に経済成長を上回るペースで増大をしているという状況がございます中で、国民が安心して生活できる社会保障制度維持していくためには、世代間、世代内の負担の公平を図るため、負担能力に応じた負担とする方向性は、これからの高齢化率の進展を考慮いたしますと避けて通れないのではないかと考えております。

さらに、骨子ではその実施に当たっては、低所得者に対する介護保険料軽減の拡大や、年金生活者支援給付金の支給と合わせて実施することにより、低所得者に配慮しつつ平成29年度から変則的に本則に戻すとともに、急激な負担増となるものについては、きめ細かな激変緩和措置を講ずることとする、激変緩和措置の具体的な内容については、今後検討し結論を得るとされております。

特例軽減の廃止は、非常に多くの被保険者に影響を及ぼすものでありますことから、本広域連合といたしましても、全国後期高齢者医療広域連合協議会を通じて国に対し激変緩和等の確実の実施と、丁寧な周知広報について要望してまいりたいと考えております。

次に、住民の声を反映させる方策についての御質問にお答えをいたします。

本広域連合では、後期高齢者医療制度全般に住民の声を反映させるために、地方自治法及び条例に基づき、熊本県後期高齢者医療運営協議会を設置しております。この運営協議会では、公益、被保険者、保険医療機関等、保険者等のそれぞれを代表する委員12名の皆様により、保険料及び医療給付に関すること、保健事業に関すること及び高齢者医療制度の運営に関することについて熊本県の現状や特色を踏まえ、様々な御意見をいただきながら事業に反映させているところでございます。

また、当然この広域連合議会も、議員の皆様を通じて住民の方々の御意見を広域連合の施策に反映させる場でもあるものと考えております。これまでも、保険料率の設定や保健事業の展開など、広域連合の事業にかかわる重要な案件につきましては、議会や運営協議会に説明を行い、また御意見をいただきながら実施してきたところでございます。今後とも議会や運営協議会において活発な御意見をいただきながら、被保険者の皆様の声を事業に反映させるよう努めてまいりますとともに、ウェブサイトの活用やパブリックコメントの実施なども検討してまいりたいと考えております。

(大西一史広域連合長 着席)

議長。

北岡事務局長。

(北岡事務局長 着席)

議長。

前田正治議員。

(前田正治議員 登壇)

○前田正治 議員

再質問をいたします。

まず、後期高齢者全国協議会で昨年１１月に厚労省に、連合長からも案内があったように、特例軽減の継続について要請をされております。今年度もぜひ継続について要請されるよう強くお願いします。

それと、住民の声をどう反映させるかという点では、運営協議会が設置されておりますので、そういう意味ではより専門的な見地から提言があるかと思います。

地方自治体は、住民の福祉向上第一の仕事としております。中でも、高齢者医療についてはその大きな柱の一つであります。ところが、後期高齢者医療制度の運営を直接住民の声が届かない広域連合に担わせたということは、私は構造改革、構造改革ということが言われましたけど、構造改革という美名のもとで、高齢者福祉を切り捨てる路線そのものだと思っております。そういう中で住民の声を反映させるためには、この広域連合議会でも十分な審議時間を取るべきじゃないかと、それが大一番じゃないかなと思います。

連合長は、失礼ですけど議員出身でありますので、一般質問があと 6 分ありますけれど、10 分、質疑が 5 分についてこれは果たして十分だと思われるでしょうか。私は、一般質問はせめて 30 分、質疑は 15 分にするなど質問時間を増やすということが必要じゃないかなと、このことについてはぜひ新議長にもお取り計らいよろしくお願いします。その点について、連合長のお考えをぜひお願いします。

2つ目に、保険料滞納者への対応については、各市町村で短期保険証発行や延滞金の徴収、差し押さえの実施など、取り組みに違いがあります。滞納者に対して機械的な対応か否かが、そのような違いの背景にあるんじゃないかなと私は思っています。滞納者への対応については、きめ細やかな対応ということがよく言われますが、私はきめ細やかな対応とは保険料の納付期限が過ぎたら、機械的に督促を発送するだけではなく、直ちに滞納者と面談して、その生活状況を把握して適切な対応をすることだと思います。保険料などの減免など必要はないかどうか、生活困窮者としての対策は必要ないかどうか、滞納者の生活実態に寄り添った機敏で適切な対応が、滞納額を最小限にとどめることにもつながると思います。

滞納者の圧倒的多数は、生活困窮者だと思います。収納対策は本来、行政が貧困に苦しむ人を見つけ出して、親身の相談に乗って減免制度や福祉制度を適応する最初の窓口とな

り得るもので、差し押さえなどこれは絶対にあってはならないと思います。滞納者イコールペナルティでなくて、貧困打開、困窮者救済という点を第一義にした収納対策こそが、行政のあり方だとして要請されていると思うわけです。

保険料滞納者への対応については、短期保険証の発行についての指導文書、あるいは不納欠損処理に当たっての文章などがあるかと思いますが、広域連合から各市町村へ、こういった指導がなされているかお尋ねします。

(前田正治議員 着席)

○大西一史 広域連合長

議長。

○三島良之 議長

大西連合長。

(大西一史広域連合長 登壇)

○大西一史 広域連合長

再質問いただきまして、まず特例軽減の廃止についてのことについて、先ほども答弁いたしましたとおり、全国後期高齢者医療広域連合協議会を通じて、国に対して適切に要望してまいりたいと考えております。

それから、住民の声を反映させる方策ということに関連しての議員のこの議会における一般質問、あるいはそういう時間の質問時間について十分かどうかということでございますが、私も県議会で17年間議員を活動しておりましたので、できるだけ議会の審議時間というのは確保されるべきだろうというふうに思っております。

今、事務局に確認をしましても、私も実は今回初めてこの議会に出ておりますけれども、一般質問の質問時間は議会での申し合わせ事項ということになっているということでございますので、その中で御議論いただければというふうに思いますが、前田議員の的確でかつ簡潔な御質問を聞いておりますと、しっかり議論ができていないかというふうに考えている次第でございます。

以上でございます。

(大西一史広域連合長 着席)

○北岡祥宏 事務局長

議長。

○三島良之 議長

北岡事務局長。

(北岡事務局長 登壇)

○北岡祥宏 事務局長

滞納者に対して機械的な対応を行っていないのかというような御質問、それからどういった指導を行っているのかという御質問だったと思います。

まず、保険料の徴収につきましては、この後期高齢者医療制度を運営していきます中で、保険料徴収の業務につきましては、市町村の役割分担となっているところでございます。その中で滞納処分といたしまして、実際にそういったことを行っているのは、特別な事情もなく保険料を収めていただけないような悪質な場合において行っているというような認識を持っているところでございます。

各市町村において対応、取り扱いが異なることがないように、そういった点で市町村の事務担当者の説明会でマニュアル等も示しまして、先ほどから何度か申し上げています、きめ細かな対応、そういったことをとっていただくようお願いをしているところでございます。

(北岡事務局長 着席)

_____ ○ _____

○前田正治 議員

議長。

_____ ○ _____

○三島良之 議長

前田正治議員。

_____ ○ _____

(前田正治議員 登壇)

○前田正治 議員

時間が無くなるんじゃないかと思ってドキドキしながら質問しよっとですよ。

最後の質問を一つ。短期保険証について、私ある医療機関に尋ねてみました。有効期限が切れている保険証を持った患者さんが来ることはなかったかと、ないかと。そしたら回答は、そのようなことはほとんどない、多分本人が短期保険証という自覚があって、期限が切れたら病院に来ないようにするのはと、そういう心配をされていました。

私は、短期保険証の人が3カ月以上の入院になったり、あるいは3カ月以上の通院治療が必要になった場合については、これは特別な事情にも該当すると思われれますから、本人申し出によって、通年の保険証を発行すべきじゃないかなというふうに考えております。御見解をお尋ねいたします。

(前田正治議員 着席)

_____ ○ _____

○三島良之 議長

あわてなくてもいいですよ、どなたが答弁されますか。

_____ ○ _____

○高取直樹 総務課長

議長。

○
○三島良之 議長

急いでくださいよ。総務課長。

○
(高取直樹総務課長 登壇)

○高取直樹 総務課長

ただいまの3カ月以上の入院の方、あるいは3カ月以上の通院が必要な方に対しての通年の保険証の交付ということについてでございますが、現在は短期証の方につきましてそのような状況になられた場合には市町村のほうから短期証ということで交付をしているということでございます。

そのような実情につきましては、また、市町村のほうから把握をさせていただきたいと思えます。

以上でございます。

(高取直樹総務課長 着席)

○
○三島良之 議長

20番、荒木議員。

○
(荒木俊彦議員 登壇)

○荒木俊彦 議員

大変、首長の皆さんはお忙しい身であるから早く帰りたいというのがあられるかと思えますので、先ほど監査の件も首長さんは忙しいから変わったほうがいいんじゃないかと思ったわけです。

それでは、私は町議会議員の議長以外のただ一人の代表として、一般質問を行いたいと思えます。

先ほど質疑でお尋ねをしました結果、熊本の後期高齢者の健診受診率は九州各県を比較しても、非常に低いと思われます。私はそれで健診自己負担は、無料にすることが受診率向上につながると、以前の担当していたときも一貫して当時の連合長に訴えたところでありますが、その時はわずか800円とそういう答弁でありました。大西連合長に変わりました、私は市町村の受診率をいろいろ調べてみました。

熊本の高齢者の受診率を引き上げるにはどうしたらいいかと、何が原因かと考えたわけですが、要するに後期高齢者の人数の多い自治体が受診率を引き続き上げないと県全体の健診受診率はほとんど上がらないということです。

後期高齢者の人口を調べましたら、熊本市が全体の32%で8万6,000人余りです。第2位が八代市で2万1,000人余りで8.1%、この熊本市と八代市2つの自治体で全体の4割の後期高齢者の人口を抱えているわけです。

ちなみに一番人数の少ない自治体は五木村さんで306人、全体に占める割合は0.1%であります。そして、全体的な傾向として、高齢者の人口の多い自治体ほど受診率が低い

そこで、この熊本市と八代市が１３％目標、現在は５．２、３％の受診率を、この目標の１３％を達成すれば、両市だけでいきなり受診率が引き上がり、１３％達成すれば県全体では１６％の受診率を達成することができるわけであります。

同時に、そのために私は引き上げるためにも、健診受診料はただちに無料にするという改正を求めたいと思います。

(荒木俊彦議員 着席)

議長。

大西連合長。

健康診査受診率の向上について、御質問についてのお答えをいたします。

ただし、本広域連合といたしましては、健康診査の費用はその大部分を被保険者からの皆さまからお預かりした保険料で賄っておりますことから、受診された方とされない方の間での保険料負担の公平性を確保するため、受診される方に費用の 1 割程度の御負担をお願いしているというところでございます。

以上です。

- 44 -

議長。

荒木議員。

- 45 -

○大西一史 広域連合長

議長。

_____ ○ _____

○三島良之 議長

大西連合長。

_____ ○ _____

(大西一史広域連合長 登壇)

○大西一史 広域連合長

議員御指摘のとおり、熊本市が平成25年度で健診の受診率が5.15%ということで、極めて低い値を示しておりますことは、熊本市の市長としても大変危機感を持っております。

今後、こうした受診率を向上させるための取り組みをしっかりと取り組んでまいりたいと思いますし、議員御指摘のとおり、やはりそういう予防的な健診というものを、しっかり健康診断をしっかり受けていただくということを、いろいろな周知も含めて工夫することによって、努力をしてまいりたいというふうに考えております。

また、御指摘ございましたけれども、やはりこれ無料にすること、まあ一つのインセンティブということは申し上げましたが、それ以上に、やはり皆さん方の意識を高める、そういうところの啓発の部分というのは、やはりまずそこをしっかりとしなければならぬということを考えておりますので、その点もしっかり頑張って行きたいというふうに思っています。

以上でございます。

(大西一史広域連合長 着席)

_____ ○ _____

○北岡祥宏 事務局長

議長。

_____ ○ _____

○三島良之 議長

北岡事務局長。

_____ ○ _____

(北岡事務局長 登壇)

○北岡祥宏 事務局長

受診率向上に関する何点かの質問にお答えをしたいと思います。

議員の御指摘では、都市部の受診率が低いというお話がございましたけれども、確かに一般的な傾向としてはそのような状況があるかと思います。ただ、例えば、荒尾市とか玉名市、人吉市当たりの比較的高齢者が多い自治体でありましても、受診率が比較的高いところもございます。そのようなところを訪問等で伺ったところによりますと、やはり他の市町村に比べますといろんな取り組み、そういったことをやられている効果が現れているんじゃないかというふうに考える次第であります。

先ほど、受診されない方に受診してもらう取り組みとか、それから高い受診率のところを評価する仕組み、そういった御提案もあったところなんですが、現時点でそういったものを持ってわけじゃございませんが、やはり今後こういった受診率向上に向けて、また新たな取り組みを今後やっていくわけですので、その中でいろんな方策というものを今後考えて行きたいというふうに考えている次第でございます。

(北岡事務局長 着席)

○荒木俊彦 議員

議長。

○三島良之 議長

荒木議員。

(荒木俊彦議員 登壇)

○荒木俊彦 議員

残り1分なので手短に言いますが、後期高齢者の人数の多い自治体で受診率が低いところ、熊本市がそうありますが、荒尾市が3.8%、合志市が4.34%であります。あと、八代市が5.3%、熊本市が5.15%ということです。

この大きい自治体を受診率を上げない限りは、県全体の受診率は絶対に上がらないということで、そのためにも引き続き、九州各県にならって無料化を早期実現されますよう求めまして、私の一般質問を終わります。

(荒木俊彦議員 着席)

○三島良之 議長

以上で、一般質問は終了いたしました。

お諮りをいたします。本定例会において議決されました案件につきましては、その条項、字句その他整理を要するものについては、会議規則第41条の規定により、その整理を議長に委任願いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○三島良之 議長

異議なしと認めます。よって、本定例会において、議決された案件の整理については、これを議長に委任することに決定をいたしました。

以上で、本定例会に付議されました案件は、全て終了いたしました。

閉会の前に、長時間にわたりましたが、皆様方の心からなる御協力に感謝申し上げます。閉会とさせていただきます。本日は、お疲れさまでございました。

午後4時00分閉会

~~~~~



地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

熊本県後期高齢者医療広域連合議会議長      三   島                  良   之

熊本県後期高齢者医療広域連合議会臨時議長      西   村                  久   徳

熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員      松   本                  照   彦

熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員      内   山                  慶   治